

〔倭訓栞後編十三〕としのみ〇中

略

世俗贈物の時、先より又其器へ物を入れて返すをいふ。大神宮年

中行事、鍬山伊賀利の神事の條に、折敷に小石を入れて年の實と號し、分て贈る事あるに出たり、

〔建久三年皇大神宮年中行事二月〕一鍬山伊賀利神事

宮司神主ハ裏鍬拜領諸役人等ハ折敷ニ入小石ヲ、號年實分給後一同ニ揖拜、

〔嬉遊笑覽八思譯〕人の許より物贈れる時、其器物に移り紙とて、紙をいれ、ことそぎては、つけ木を入れても返す。沙石集に、君に忠有て榮ふるといふ條に、返り引出物とて、紙一枚をぞ給はりける。これ今いふうつり也、つけ木古くは硫黃といへり、職人盡に、硫黃等賣あり、二品をうれるなり、これを移りに用るは祝ふ意なり。ひと俗文に書は、いはひにては、位牌にまがふ故なり。又今祝をいわゆり、うつりとは名殘の意なるべし。

〔石田先生事蹟〕音物をうけためを入給ふに、上半紙を用る給ふ、是は手習の清書紙にもなり、無益につひえざるやうにとなり、

〔大内問答〕一馬も毛によりて、引出物に用捨の義候哉の事、

常には馬の毛によりて嫌義無之、ぶちをば用捨候、またよめ入の祝義に猿毛、移徙に火性の馬などは可有用捨、又神社參詣の時、其社に付て神馬の毛定たる事在之義候、其毛をば可在斟酌候、〔武雜記〕一萬祝言に付て遣候物等用捨の事、元服の祝言に弓、征矢遣時、きりふの羽付たる矢用捨の事、○申わたましに火性の馬、火打袋、ひはだ色の衣裳赤さげ緒、もえぎ色など可有用捨、總別祝言に禁句等可有心得、

〔貞丈雜記九進物〕一進物はすべて詞のとなへ惡き事を遠慮すべし、進物ならずとも、常に此心得有べし、香を一たき三たきは、人に送らぬ物也と云、一たきは人焼と云に似たり、三焼は身焼といふに似たり、香の物三切をいむ事も、功の者身切れと云に似たり、矢を人に遣すに、四筋六筋を忌